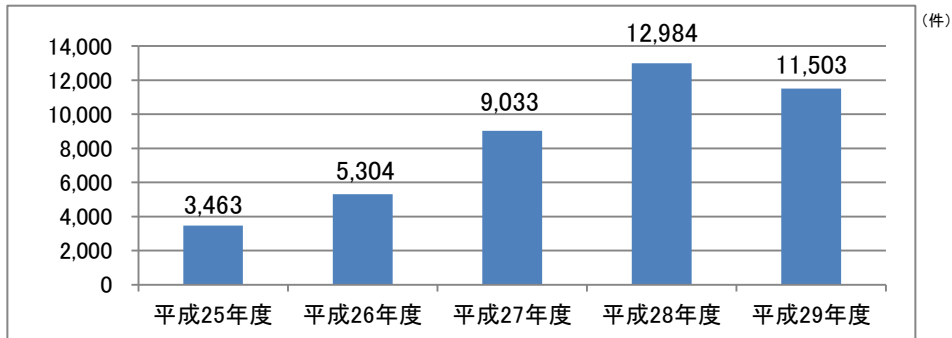


19 薬剤管理指導料算定件数

○項目の解説

医師の指示に基づき薬剤師が入院患者に行う服薬指導についての指標です。薬剤に関する注意事項、効果、副作用をわかりやすく説明し、患者とともに有効かつ安全な薬物療法が行われることを担保するものです。

○当院の実績



○当院の自己点検評価

【現状】薬剤部では、入院初日にほぼすべての患者さんを対象に、ベッドサイドでの持参薬チェックを行っております。また、ハイリスク薬の服用時や、処方変更があった場合などには積極的に薬剤管理指導を行い、アドヒアランス向上、副作用の早期発見に努めています。薬剤管理指導料の算定件数は、平成24年度診療報酬改訂における病棟薬剤業務実施加算の影響もあり、25年度の算定件数は減少となりました。26年度からは病棟薬剤業務実施加算を算定しつつ、業務の工夫などで薬剤管理指導件数は増加傾向を示し、28年度では12,984件と目標としていた1万件を超えることができました。29年度は、11,503件と1万件強を維持することができました。

【今後】平成26年10月より、全病棟およびICU・NICU・ERに常駐の薬剤師を配置し、同年12月より病棟薬剤業務実施加算を算定し、さらに薬剤管理指導件数の増加を目指してきました。現在は、目標をほぼ達成していますが、今後もこの件数を維持できるよう努力していきます。病棟薬剤師においては、薬剤管理指導業務はもとより、医師の負担低減を図る「プロトコルに基づく処方入力」など積極的な業務展開をはかり、病棟における薬の専門家及び薬のリスクマネージャーとしての活動を行っていきます。

○定義

医科診療報酬点数表における、「B008薬剤管理指導料(1)(2)」の算定件数です。

○算式

実数